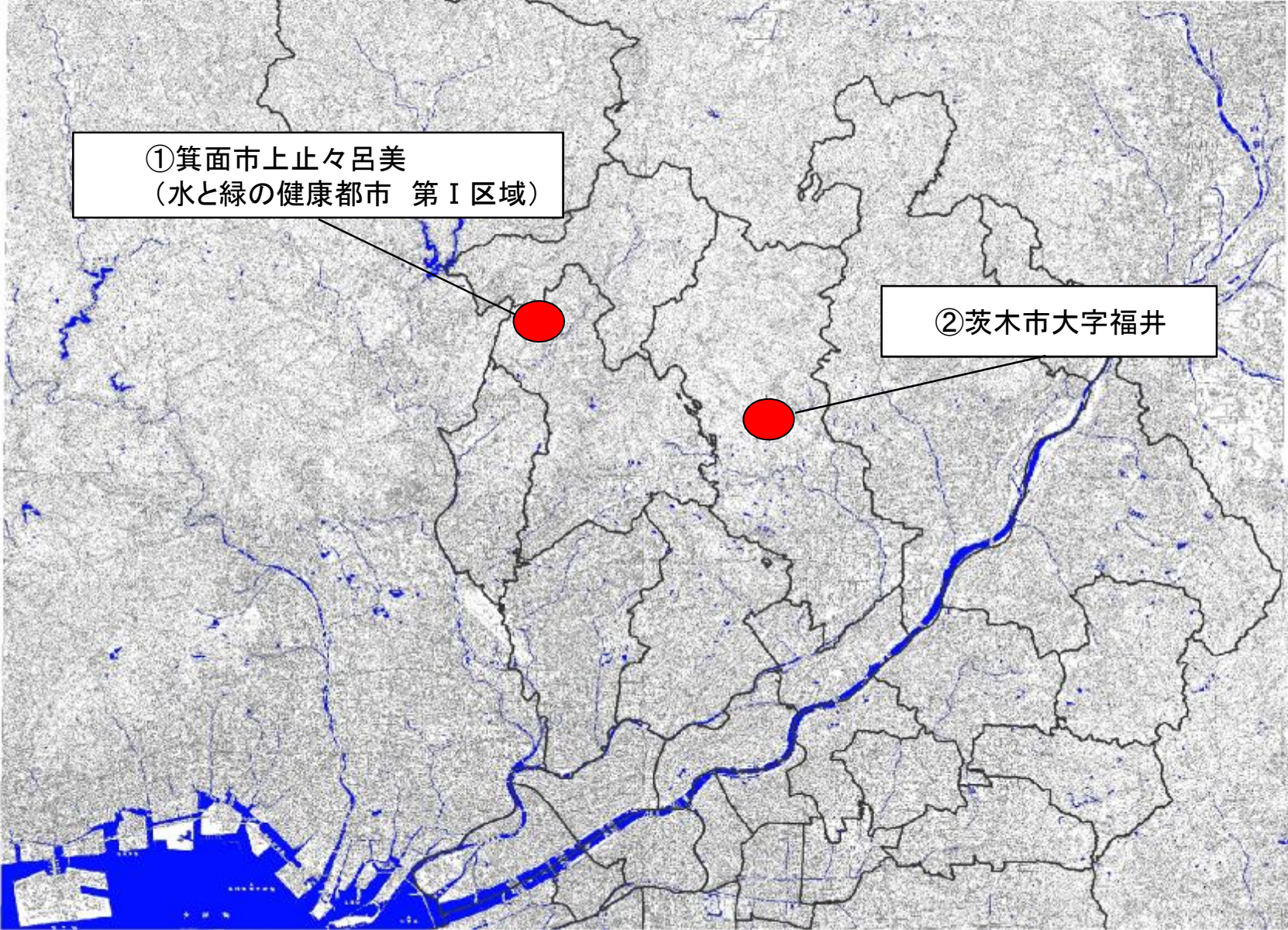


林地開発による森林の減少区域の位置図(北部)



林地開発による森林の減少区域の位置図(南部)

③堺市南区逆瀬川

④熊取町大字小谷

⑤阪南市山中溪

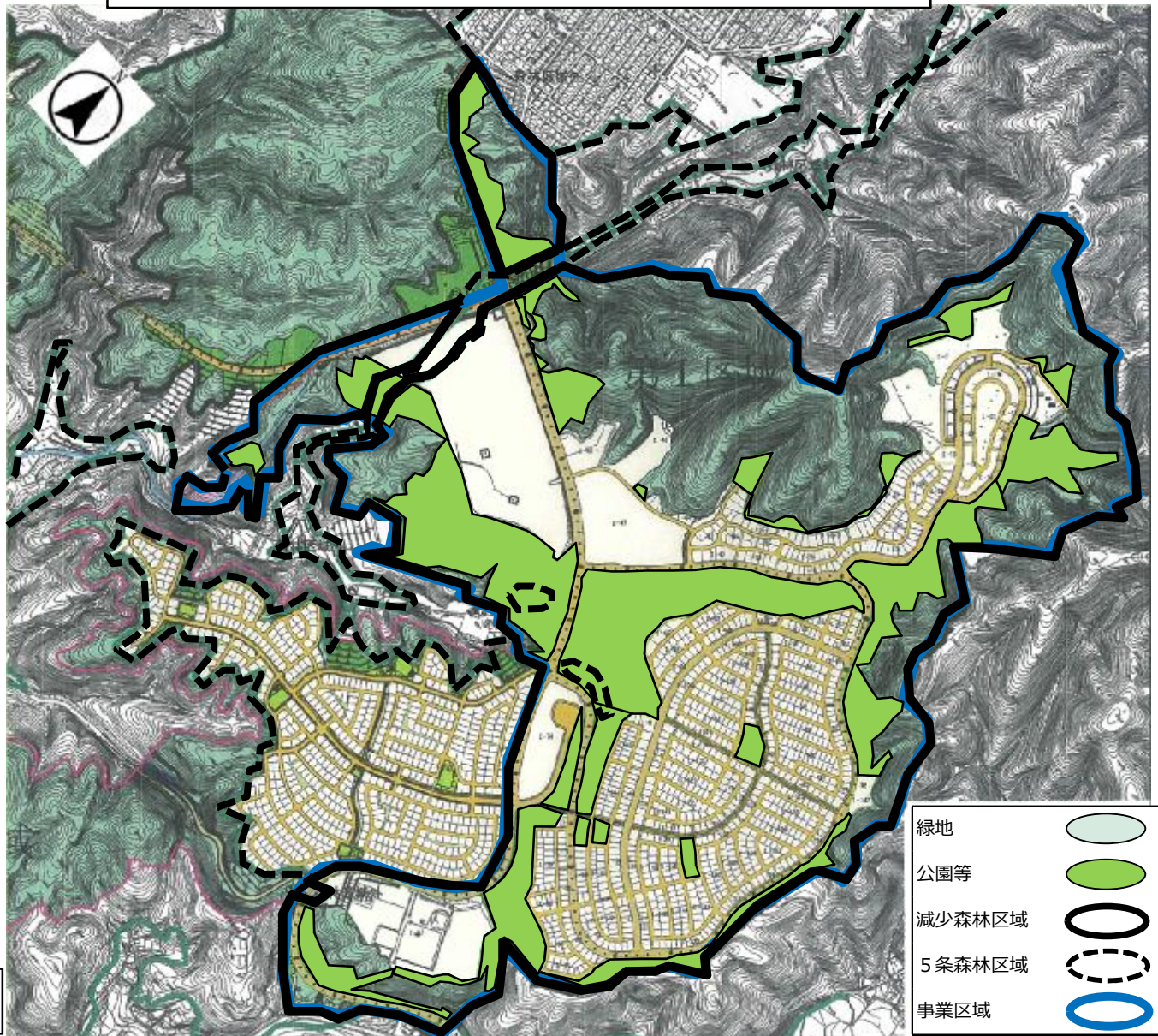
① 箕面市上止々呂美（水と緑の健康都市 第Ⅰ区域）

- ・事業区域全てが市街化区域に編入されており、緑地等は市街化区域内の緑地として維持管理されるため、事業区域内の森林を全て森林区域から除外する。

行為者	住所	大阪市中央区大手前二丁目	
	氏名	大阪府	
行為地の所在場所		箕面市上止々呂美1番外	
開発の概要		<p>目的：住宅地等の造成</p> <p>自然豊かな丘陵地に、豊かな自然を享受できる居住空間を確保し、世代を越えて誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを進めるため造成。</p> <p>建設にあたっては、国土交通省・大阪府・箕面市及び民間事業者が協力して推進。基盤整備については、特定土地区画整理事業として、大阪府（箕面整備事務所）が事業主体となって施行。</p> <p>区域は第Ⅰ区域、第Ⅱ区域、第Ⅲ区域に区分され、本件はそのうちの第Ⅰ区域。</p>	
開発行為の面積 (ha)	事業区域面積	134.34	
	しようとする森林面積 (事業区域内の5条森林面積)	133.13	
	係る森林面積 (土地の形質を変更する森林面積)	90.36	
森林面積の用途別内訳	開発後の用途	面積 (ha)	百分率 (%)
	緑地	42.77	32.1
	公園等	29.55	22.2
	緑道	1.98	1.5
	住宅地・道路等	58.83	44.2
計	133.13	100.0	
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	<p>(1) 災害防止：切土は勾配 1:1.0~1.5 で厚層基材吹付、盛土は勾配 1:1.8~2.5 で種子吹付による法面保護工が施工されている。</p> <p>(2) 水害防止：適正な排水施設が設置されている。</p> <p>(3) 水の確保：水質汚濁防止のため調整池が設置されている。</p> <p>(4) 環境の保全：基準（20%）以上の緑地等が確保されている。</p> <p>以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられている。</p>		
関係法令	特定土地区画整理事業・宅地造成等規制法・砂防法		
備考	<p>協議同意日：平成 9年6月27日</p> <p>工事完了日：平成 28年3月11日（第Ⅰ区域）</p> <p>完了確認日：平成 28年3月11日（第Ⅰ区域）</p>		



緑地等配置図  
(①箕面市上止々呂美(水と緑の健康都市 第I区域))



1:12,000

## 箕面市上止々呂美（住宅地等の造成）



緑地の様子



公園



水路と切土法面緑化

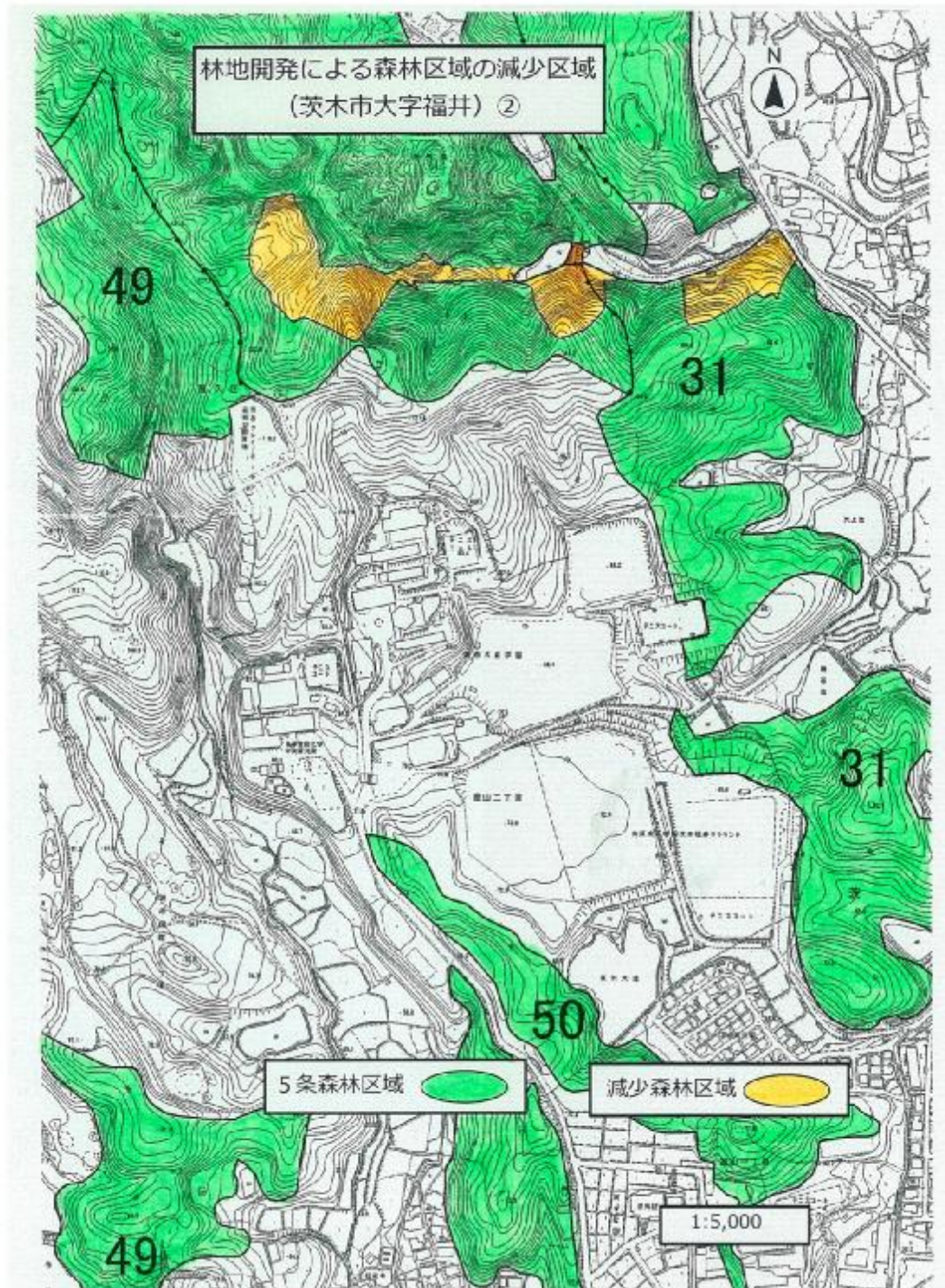


道路沿いの植栽

② 茨木市大字福井

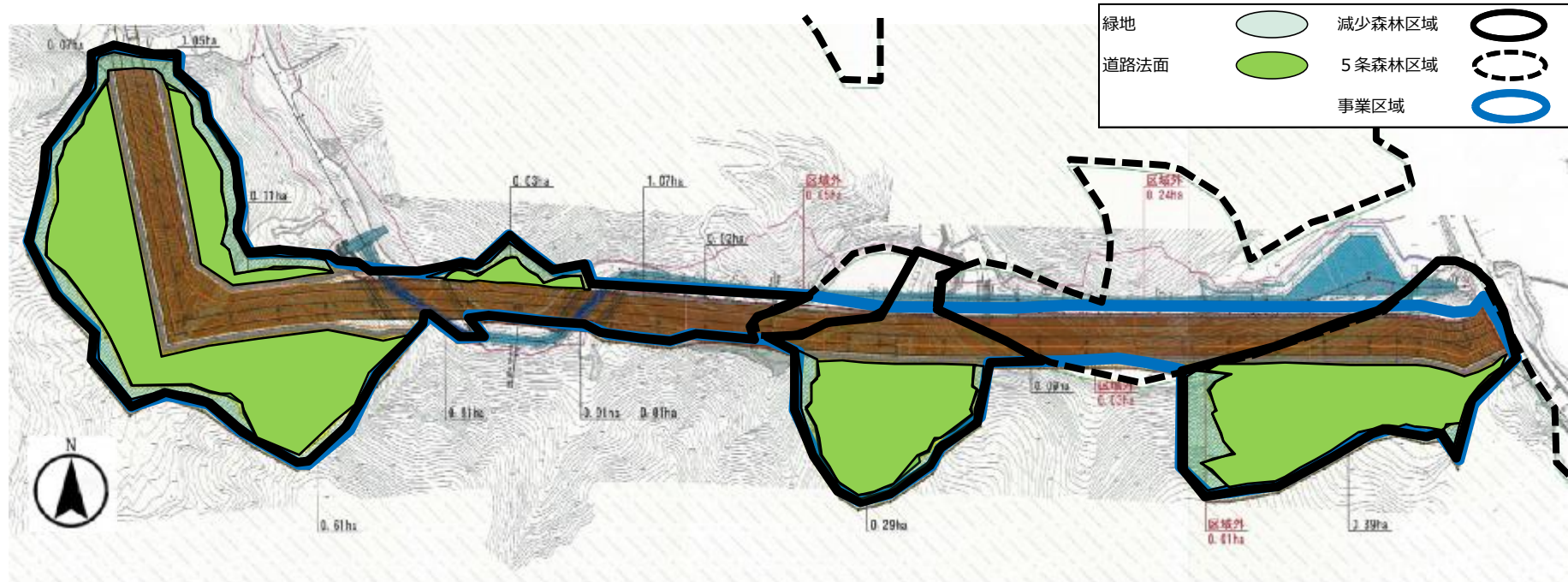
- ・事業区域全てを市が道路用地として維持管理することから、事業区域内の森林を全て森林区域から除外する。
- ・あわせて、事業区域外で開発により近接する森林と一体性がなくなった0.12ヘクタールの森林も森林区域から除外する。

行為者	住所	茨木市駅前三丁目8番13号		
	氏名	茨木市		
行為地の所在場所		茨木市大字福井42番外		
開発の概要		目的：道路の新設 市街地から国際文化都市「彩都」へアクセスする南北方向の幹線道路を東西に結ぶ道路の一部を建設。		
開発行為の面積 (ha)	事業区域面積		3.46	
	しようとする森林面積 (事業区域内の5条森林面積)		3.08	
	係る森林面積 (土地の形質を変更する森林面積)		2.43	
森林面積の用途別内訳	開発後の用途		面積 (ha)	百分率 (%)
	緑地		0.65	21.1
	道路		0.80	26.0
	道路法面		1.42	46.1
	擁壁		0.21	6.8
	計		3.08	100.0
	参考	事業区域外の除外森林	0.12	
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	<p>(1) 災害防止：切土は勾配1:1.2で厚層基材吹付による法面保護工が施工されている。</p> <p>(2) 水害防止：適正な排水施設が設置されている。</p> <p>(3) 水の確保：該当なし</p> <p>(4) 環境の保全：一部を森林として残し、法面部は厚層基材吹付により緑化。</p> <p>以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられている。</p>			
関係法令	砂防法			
備考	<p>許可日：平成24年7月12日</p> <p>工事完了日：平成28年3月31日</p> <p>完了確認日：平成28年7月7日</p>			





緑地等配置図（②茨木市大字福井）



1:2,500

## 茨木市大字福井（道路の新設）



道路法面

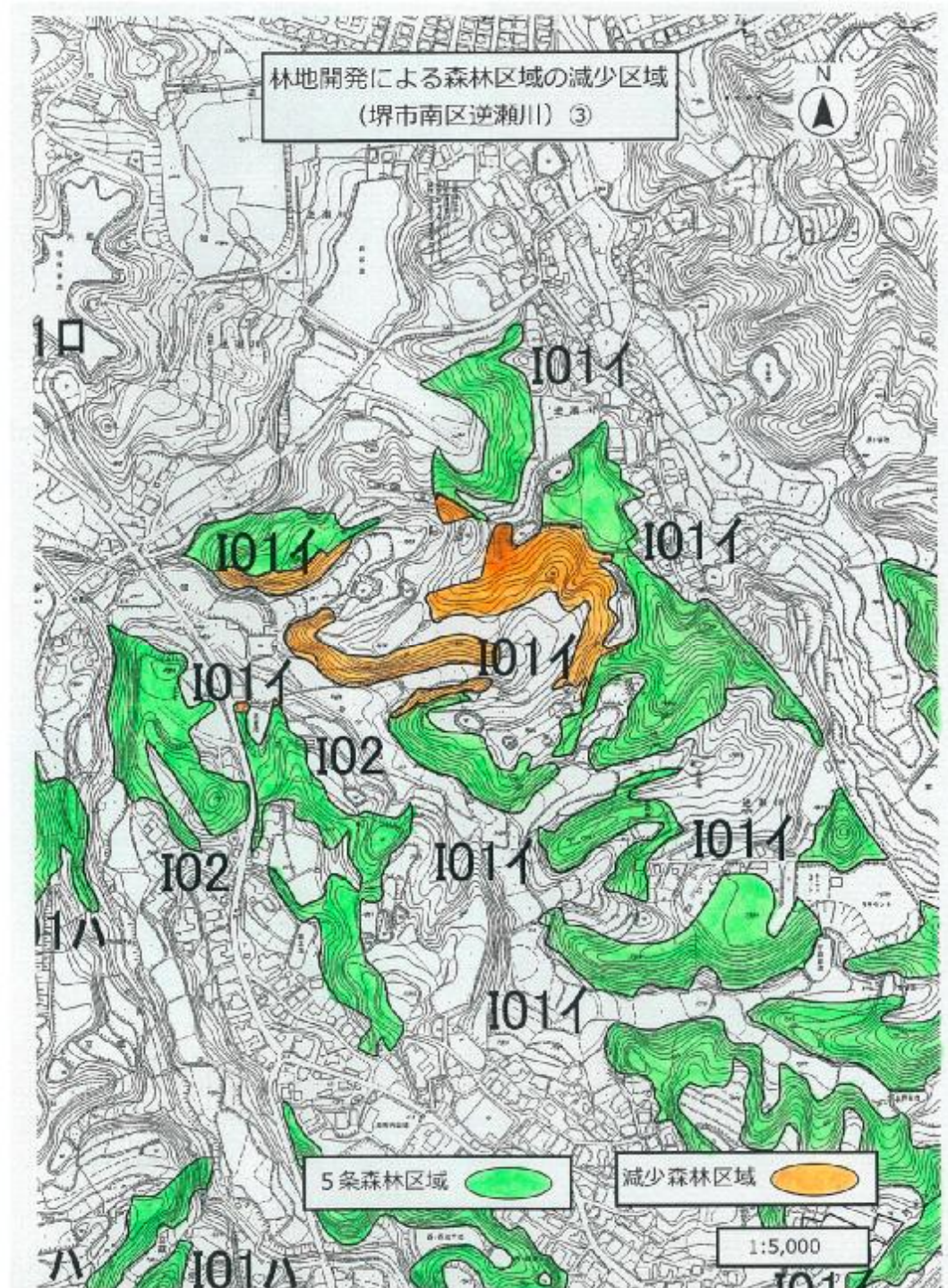


排水施設






③ 堺市南区逆瀬川

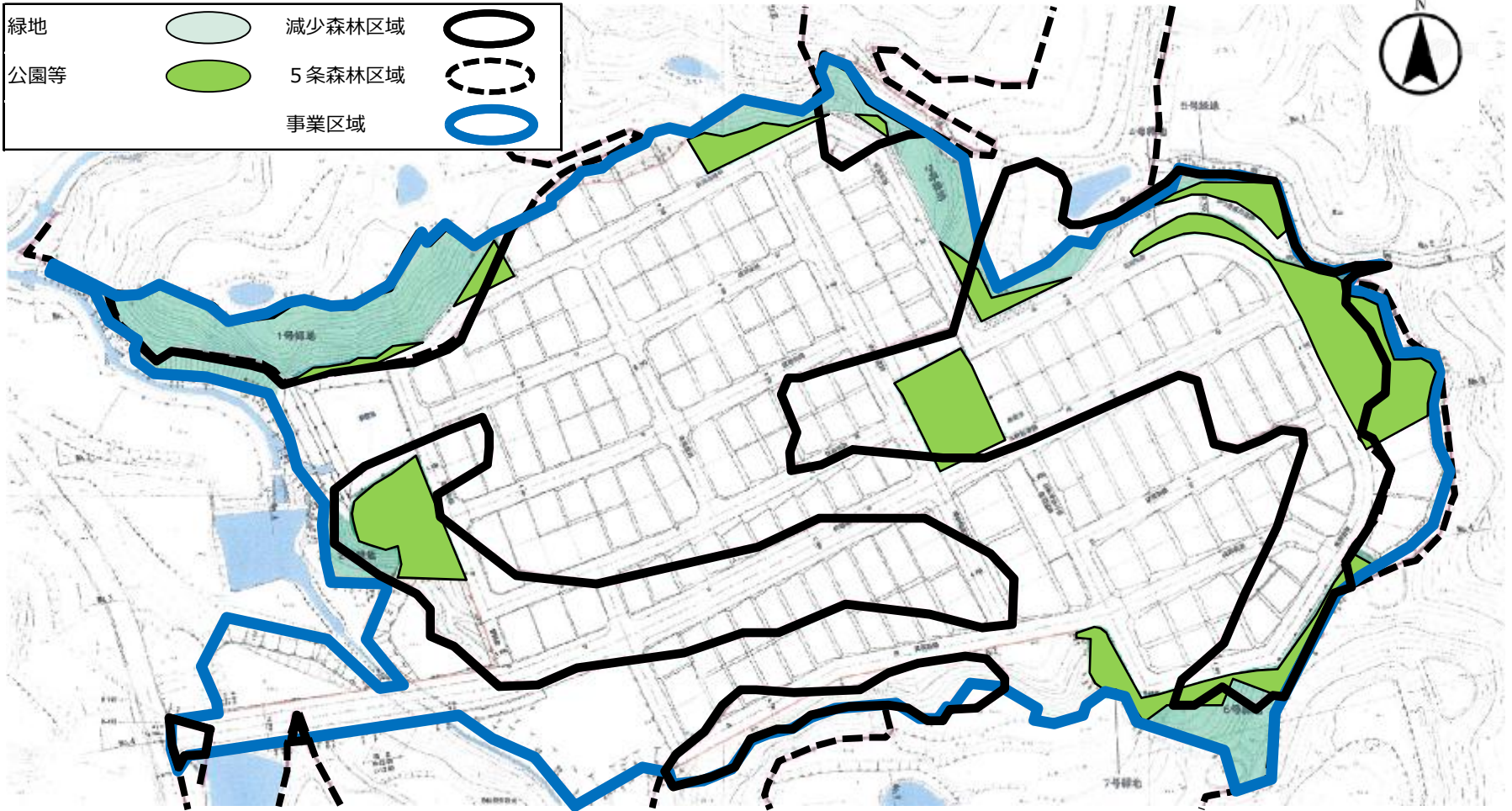
- ・開発により確保される緑地等は、全て市に帰属される。周辺の森林と森林施業上の関連性がなく、市が維持管理することから事業区域内の森林を全て森林区域から除外する。
- ・あわせて、事業区域外で開発により近接する森林と一体性がなくなった0.08ヘクタールの森林も森林区域から除外する。

行為者	住所	東京都港区高輪3丁目22番9号		
	氏名	タマホーム株式会社		
行為地の所在場所	堺市南区逆瀬川1280番3外、堺市南区畑248番2外			
開発の概要	目的：住宅地の造成 泉北ニュータウンに近接した丘陵地に、戸建て住宅地を分譲するため造成。			
開発行為の面積 (ha)	事業区域面積	7.37		
	しようとする森林面積 (事業区域内の5条森林面積)	2.88		
	係る森林面積 (土地の形質を変更する森林面積)	2.53		
森林面積の用途別内訳	開発後の用途		面積 (ha)	百分率 (%)
	緑地		0.35	12.2
	公園等		1.24	43.1
	緑道		0.05	1.7
	住宅地・道路等		1.24	43.0
	計		2.88	100.0
	参考	事業区域外の除外森林	0.08	
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	(1) 災害防止：切土は勾配1:1.5で厚層基材吹付、盛土は勾配1:1.8で種子吹付による法面保護工が施工されている。 (2) 水害防止：適正な排水施設が設置されている。 (3) 水の確保：水質汚濁防止のため調整池が設置されている。 (4) 環境の保全：基準(20%)以上の緑地等が確保されている。 以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられている。			
関係法令	宅地造成等規制法、砂防法			
備考	協議同意日：平成19年3月29日 工事完了日：平成28年6月30日 完了確認日：平成28年9月1日			



緑地等配置図 (③堺市南区逆瀬川)

緑地		減少森林区域	
公園等		5条森林区域	
		事業区域	



1:2,500

## 堺市南区逆瀬川（住宅地の造成）



道路沿いの植栽

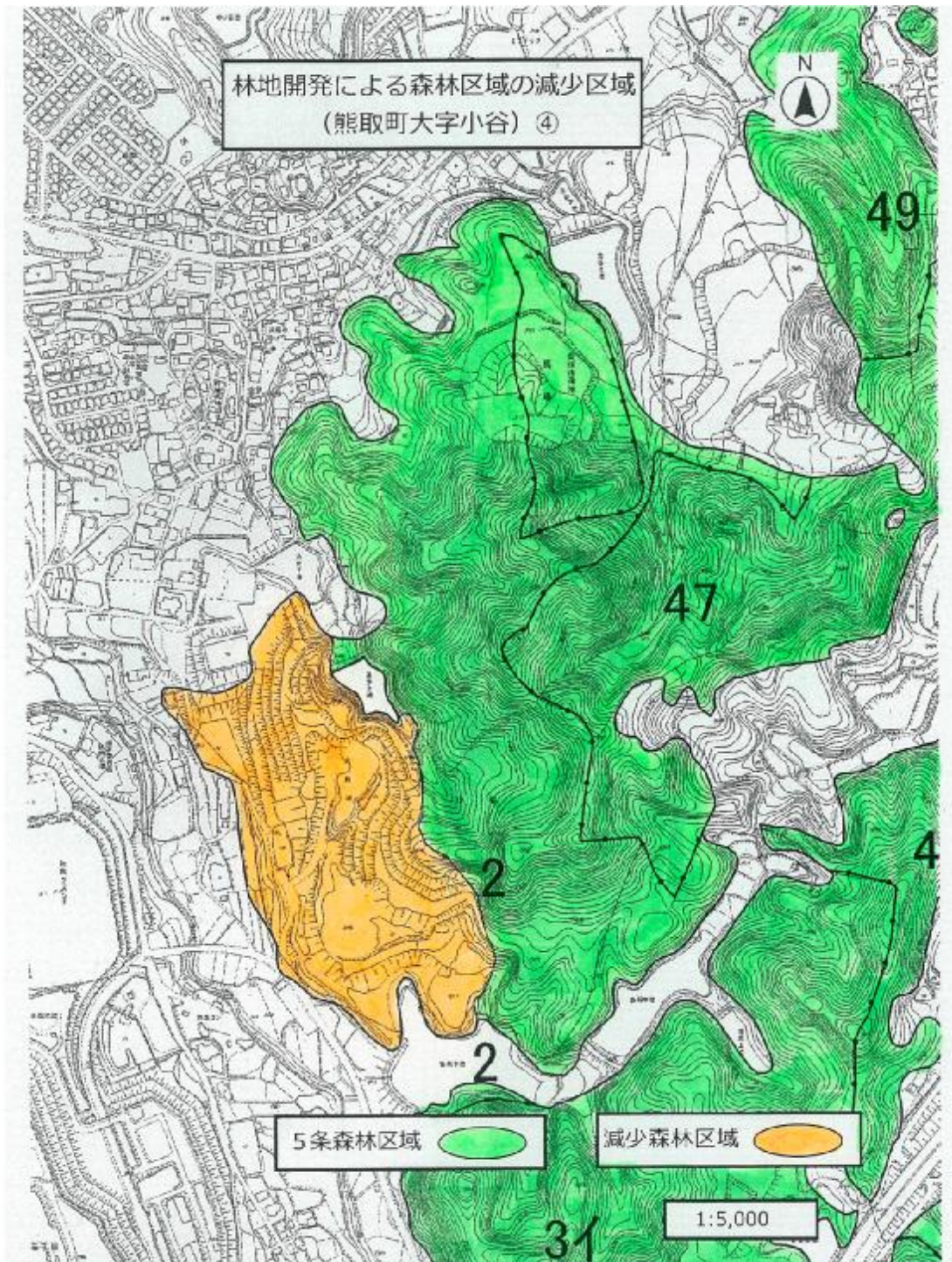


公園

④ 熊取町大字小谷

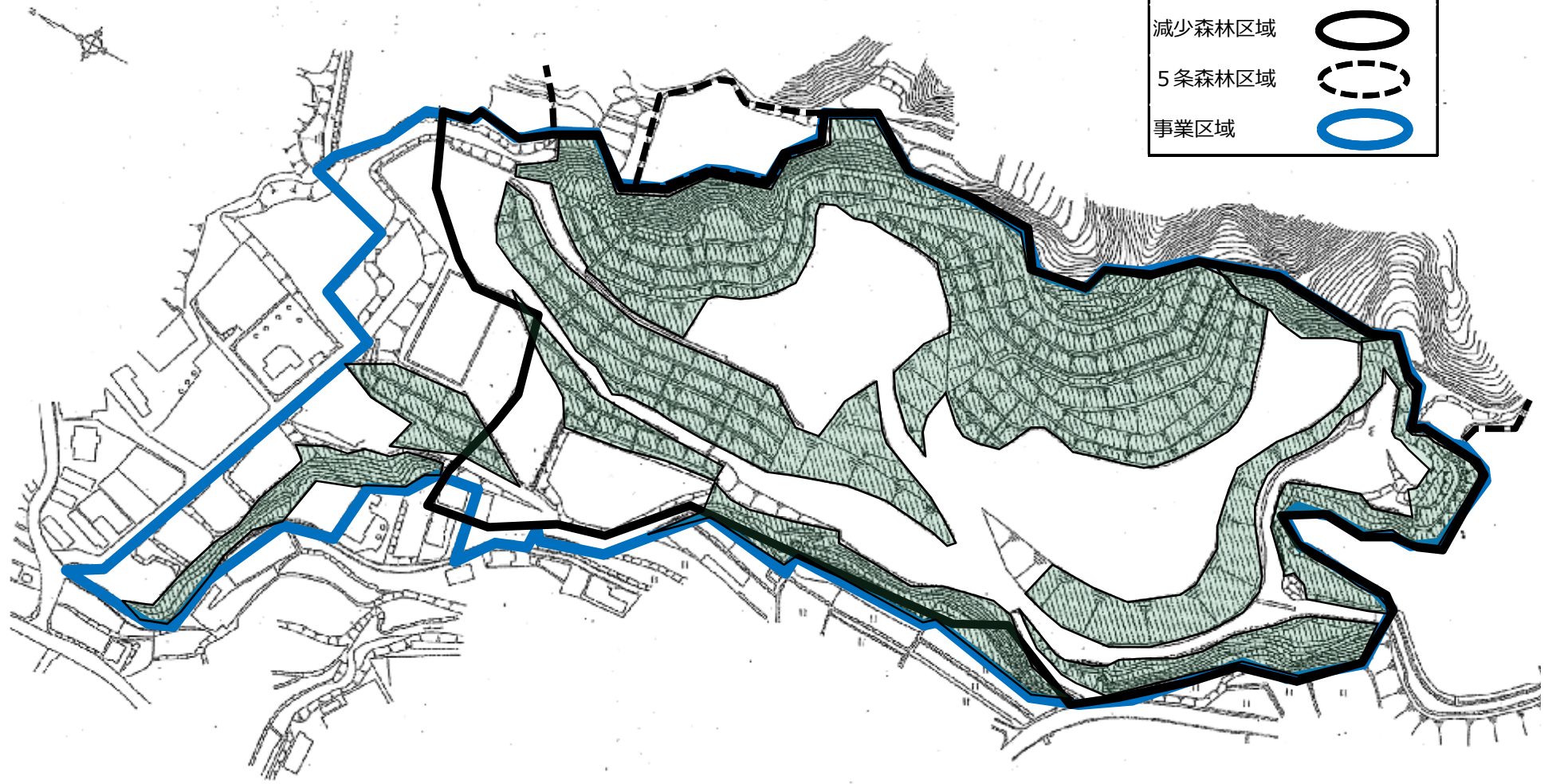
- ・事業区域外縁部等に適切に緑地が計画され、施設内緑地として維持されるため、事業区域内の森林を全て森林区域から除外する。
- ・あわせて、事業区域外で開発により近接する森林と一体性がなくなった0.02ヘクタールの森林も森林区域から除外する。

行為者	住所	大阪市西区北堀江一丁目3番7号		
	氏名	倉商株式会社		
行為地の所在場所		熊取町大字小谷 382 番 12 外		
開発の概要		目的：太陽光発電所用地の造成 出力約 5,500kw（約 1,500 世帯分）の太陽光発電施設を設置するため、採石場跡地の平場を利用して事業所用地を造成。		
開発行為の面積 (ha)	事業区域面積	10.22		
	しようとする森林面積 (事業区域内の5条森林面積)	8.61		
	係る森林面積 (土地の形質を変更する森林面積)	3.77		
森林面積の用途別内訳	開発後の用途		面積(ha)	百分率 (%)
	緑地		4.84	56.2
	施設用地		3.77	43.8
	計		8.61	100.0
	参考	事業区域外の除外森林	0.02	
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	(1) 災害防止：切土・盛土が発生する造成行為はない。 (2) 水害防止：適正な排水施設が設置されている。 (3) 水の確保：該当なし。 (4) 環境の保全：基準（25%）以上の緑地が確保されている。 以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられている。			
関係法令	砂防法			
備考	許可日：平成25年8月5日 工事完了日：平成27年10月31日 完了確認日：平成27年12月2日			





緑地配置図 (④熊取町大字小谷)



緑地	
減少森林区域	
5条森林区域	
事業区域	

1:2,500

## 熊取町大字小谷（太陽光発電所用地の造成）



緑地の様子



パネル設置状況



排水施設の設置状況

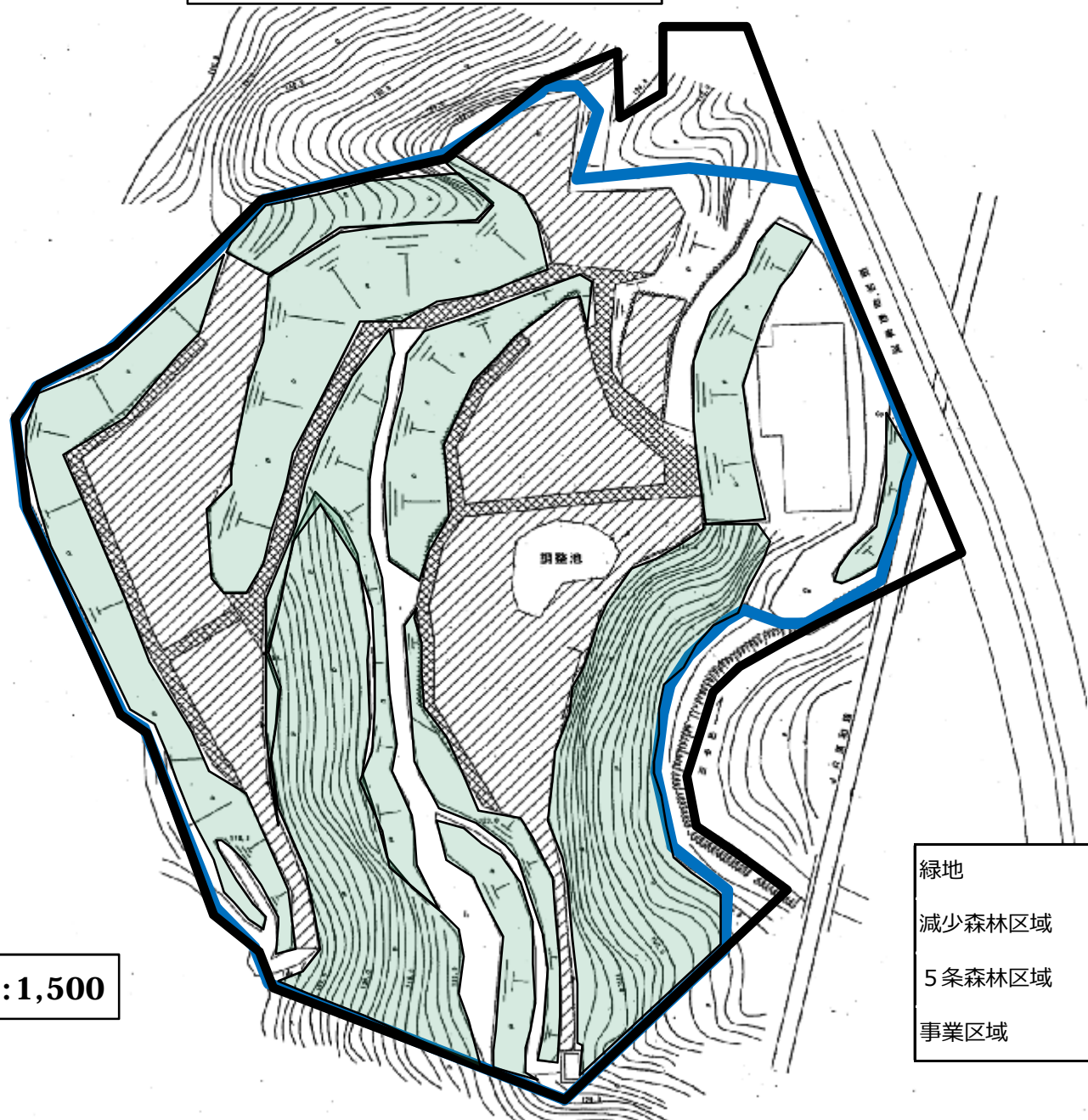
⑤ 阪南市山中溪

- ・事業区域外縁部等に適切に緑地が計画され、施設内緑地として維持されるため、事業区域内の森林を全て森林区域から除外する。
- ・あわせて、事業区域外で開発により近接する森林と一体性がなくなった0.27ヘクタールの森林も森林区域から除外する。

行為者	住所	下関市東大和町一丁目1番1号		
	氏名	株式会社大興		
行為地の所在場所		阪南市山中溪 1241 番 1 外		
開発の概要		目的：太陽光発電所用地の造成 出力約 4,400kw（約 1,200 世帯分）の太陽光発電施設を設置するため、採石場跡地の平場を利用して事業所用地を造成。		
開発行為の面積 (ha)	事業区域面積	5.53		
	しようとする森林面積 (事業区域内の5条森林面積)	5.53		
	係る森林面積 (土地の形質を変更する森林面積)	2.62		
森林面積の用途別内訳	開発後の用途		面積 (ha)	百分率 (%)
	緑地		2.91	52.6
	施設用地		2.62	47.4
	計		5.53	100.0
	参考	事業区域外の除外森林	0.27	
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	(1) 災害防止：切土・盛土が発生する造成行為はない。 (2) 水害防止：適正な排水施設が設置されている。 (3) 水の確保：該当なし。 (4) 環境の保全：基準（25%）以上の緑地が確保されている。 以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられている。			
関係法令				
備考		許可日：平成 27 年 1 月 20 日 工事完了日：平成 27 年 6 月 30 日 完了確認日：平成 27 年 7 月 8 日		



緑地配置図 (⑤阪南市山中溪)



1:1,500

緑地	
減少森林区域	
5条森林区域	
事業区域	

## 阪南市山中溪（太陽光発電所用地の造成）



パネルの設置状況



パネルの設置状況